



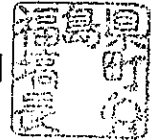
埴町告示第15号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和7年3月26日

埴町長 宮田 秀 利



別紙

区域を変更する字の名称				同左の区域（令和7年2月13日現在の 地番による。）
新		旧		
大字	字	大字	字	
川上	梅ヶ久保	川上	繕	59、60
川上	梅ヶ久保	川上	繕	133 及びこれらの区域に隣接する道路で ある町有地の全部